

## 九州大学病院個人情報保護規程

制 定：平成17年 4月 1日

最終改正：令和 5年 6月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学個人情報管理規程（以下「管理規程」という。）、九州大学個人情報開示等取扱規程及び九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程に基づき、九州大学病院（以下「本院」という。）が保有する患者に係る個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、管理規程の定めるところによる。

(保護管理者)

第3条 本院に、次の各号のとおり管理規程第4条第1項に定める保護管理者を置き、当該各号に定める管理を行うものとする。

(1) 病院長 本院の教育・研究及び診療に係る個人情報

(2) 事務部各課長及び別府病院事務長 当該課又は別府病院事務長に係る個人情報

2 保護管理者は、個人情報の適切な管理を確保する。個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第4条 本院に、次の各号に定める組織単位ごとに、管理規程第5条第1項に定める保護担当者を置く。

(1) 九州大学病院規則第6条に定める診療科及び九州大学病院内規第3条に定める専門診療科

(2) 九州大学病院規則第10条に定める中央診療施設

(3) 九州大学病院規則第11条、第12条、第13条及び第14条に定める国際医療部、薬剤部、医療技術部及び看護部

(4) 九州大学病院内規第10条に定める集学的診療単位

(5) 九州大学病院内規第11条に定める院内措置施設

(6) 病院事務部各課及び別府病院事務長の所掌する事務組織

2 前項（第6号を除く。）の保護担当者は、前項各号に掲げる組織の長を持って充てるものとし、第6号の保護担当者は、当該各保護管理者が指名した者とする。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、個人情報の管理に関する事務を行う。

(情報公開・個人情報保護委員会)

第5条 本院に、九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程第7条に基づき九州大学病院情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 病院長、副病院長及び病院長補佐

(2) 国際医療部長、薬剤部長、医療技術部長、看護部長及び事務部長

(3) その他病院長が必要と認めた者

3 前項第3号の委員の任期は、2年とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 委員は、病院長が任命する。

6 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院が保有する法人文書の開示決定等に関すること。
- (2) 本院が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。
- (3) 本院が保有する法人文書の開示決定等に係る異議申立てに対する決定に関すること。
- (4) 本院が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に係る異議申立てに対する決定に関すること。
- (5) 本院が保有する法人文書・個人情報の管理に関すること。
- (6) その他本院における情報公開及び個人情報保護に関すること。

7 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

8 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

11 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(教育研修)

第6条 保護管理者は、個人情報の適切な管理のため、個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下「職員」という。）に対して、総括保護管理者及び本院の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び保護業務責任者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、前項の責務を記載した誓約書に署名し、保護管理者に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本院の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月17日から施行し、平成30年12月25日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。